

No	講座名	主な内容・対象	定員	開講日時	受講料
9	はじめてのパソコン 6時間	内容:パソコンの基本操作、マウスやキーボードの使い方を学ぶ。 対象:パソコンをはじめて使う方。	30人	10/30(日) 9:30～16:30 (1時間昼食休憩あり)	1,500円

◆受講資格 市内在住または在勤の方

◆場所 わかくさ・プラザ「学習情報館3階・パソコン研修室」

◆使用ソフト マイクロソフト WindowsXP、InternetExplorer7

◆応募方法 はがきに、講座番号と講座名、郵便番号、住所、氏名、ふりがな、性別、電話番号、市外の方で市内に勤務されている場合は勤務先を記入して「〒501-3802 若草通2-1 まなびセンター」へ送付。1講座につき1人1枚に限ります。電話での申し込みはできません。また、まなびセンター窓口でも所定の用紙に記入して申し込むことができます。

◆応募期限 9月21日(水) 必着

◆抽選 申し込み多数の場合は、9月22日(木) 午前9時から、学習情報館3階・コスモホール前にて公開抽選を行い、受講者を決定します。(公開抽選への参加が抽選結果に影響することはありません。)なお、申し込みいただいた方全員にはがきにて抽選結果を通知します。

◆照会先 まなびセンター (☎23-7760) ※月曜日、祝日の翌日は休館

関市コンピュータ講座

受講者募集

登下校
いつもみんなで見とるでね

子ども見守り運動キャンペーン標語



見守り
新鮮情報

不審な置き薬の訪問販売にご注意ください

相談先 関市消費生活相談室(商工課内) ☎23-6752

置き薬は、事業者が各家庭に薬を預けて定期的に訪問し、使った分の代金を受け取り、薬を補充するという形態で古くから広く利用されています。

「会社が倒産したので後を引き継いだという業者が訪れ、置き薬の使用代金を不当に請求する」などの手口のトラブルが発生していますのでご注意ください。

- 前の会社が倒産し、違う会社に業務を引き継ぐとの連絡がなかった場合
- 訪問者が、入れ替えの商品を持ってきていない場合
- 1年以上も連絡がなかった場合
- 身分証明書を携帯していない場合

上記の内容にあてはまる場合は不当請求の疑いがありますので、代金を支払う前に消費生活相談室までご相談ください。

なお、置き薬は事業者の薬を預かっているため、消費者には薬や薬箱を保管する義務があります。薬の使用期限が切れた場合などは捨ててしまわず、業者に連絡して引き取ってもらいましょう。

◆◆関市消費生活相談室のご案内◆◆

関市では、悪徳商法などの消費者トラブルから消費者を守るため、「消費生活相談室」を開設しています。「訪問販売で買った商品を解約したい…」「身に覚えのない請求書が届いた…」など困ったとき、悩んだときはお気軽にご相談ください。

<受付時間>月・火・木・金(祝日・年末年始を除く) 午前9時～午後4時